

# 山梨県公報

第二千三百七十二号

平成二十五年  
十一月二十八日

木曜日

## 目次

○保安林の指定施業要件の変更予定(五件)……………	七六三
○道路の区域変更(五件)……………	七六四
○県営土地改良事業の計画変更の広告……………	七六六
○山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程……………	七六六

## 告示

### 山梨県告示第三百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
甲府市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
甲斐市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南アルプス市(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法

山梨県告示第三百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
甲斐市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路線 名 島上条宮久保絵見堂線

三 道路の区域

（一）立木の伐採の限度

1 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
地先から 菲崎市穂坂町三ツ澤字小前下割二二五一番 菲崎市穂坂町三ツ澤字新木林六二四〇番地	旧	五・二〇	一三二四・六

山梨県知事 横 内 正 明

先まで

新

六・〇、  
一一・七

一二四・六

山梨県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 島上条宮久保絵見堂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
斐崎市穂坂町三ツ澤字西ノ原二二五五番の 一地先から 斐崎市穂坂町三ツ澤字西ノ原二二五一番地 先まで	七・〇、 九・二	六・〇、 七・九		七三・七

山梨県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十五年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府笛吹線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市八代町南字横田二六八五番の一地从 先まで	一〇・二、 一一・六	一〇・二、 一一・六		二〇七・九

山梨県告示第三百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十五年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府斐崎線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
斐崎市本町三丁目四二二五番の四地先から 斐崎市本町三丁目官有無番地先まで	一四・〇、 一四・七	一四・〇、 一四・七		二三・一
斐崎市本町三丁目四二二五番の四地先から 斐崎市本町三丁目四二二五番の二地先まで	一四・三、 二一・一			五三・四

山梨県告示第三百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年十二月十九日まで一般の縦

覽に供する。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新田下吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
富士吉田市小明見字丸三〇〇一番の八地先から 富士吉田市小明見字池尻二九四一番の二地先まで	九・七 二七・一	八・一 一一・〇	一六四・二

## 公 告

● 県営土地改良事業の計画変更の公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、  
県営土地改良事業（耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業 白州地区）の変更後の土地改良事業計画の概要を公告する。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県知事 横内正明

## 企 業 局

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年十一月二十八日

山梨県公営企業管理者 安藤輝雄

山梨県営電気事業保安規程の一部を改正する規程

山梨県営電気事業保安規程（昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

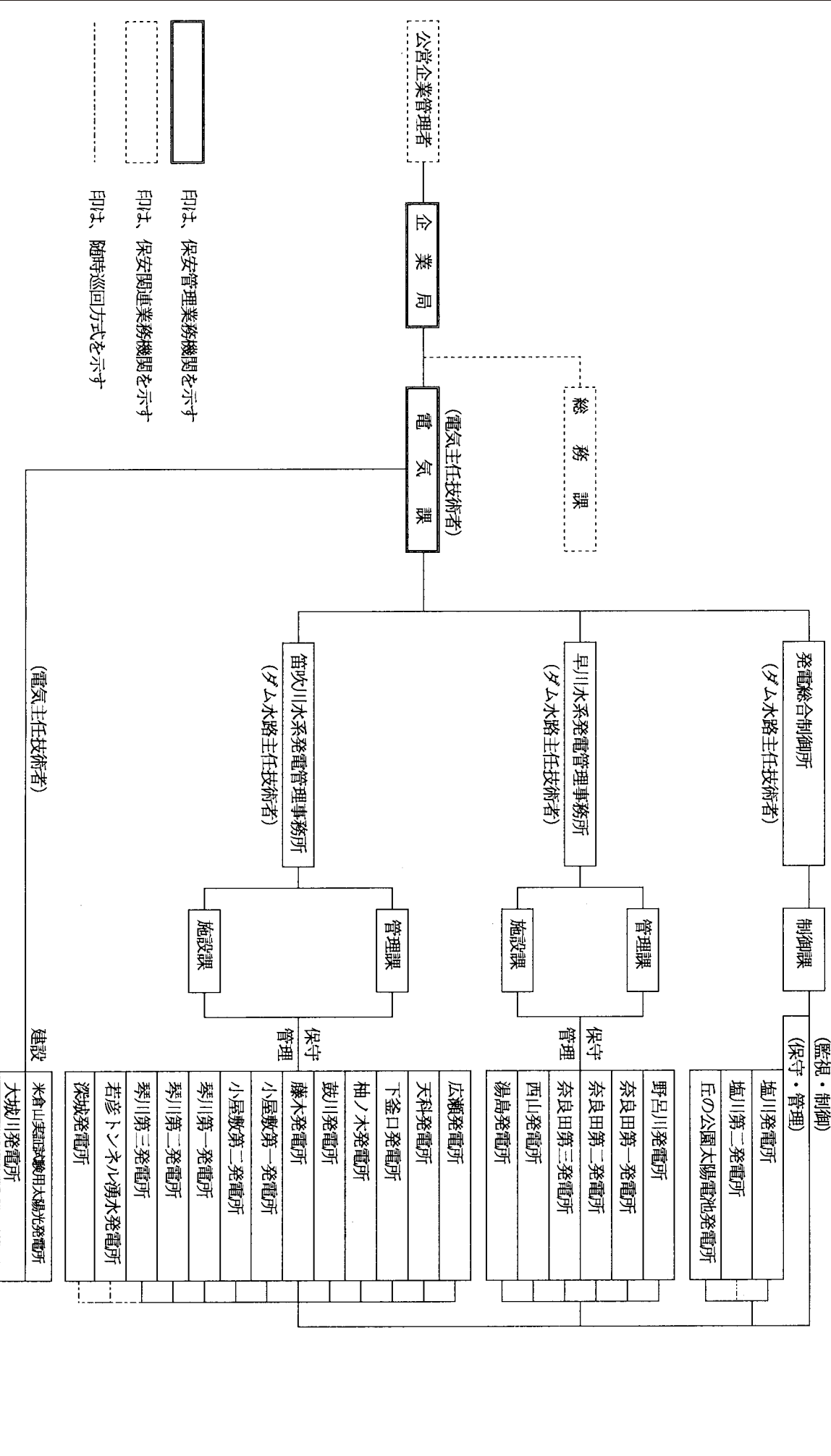
第五条第一項中「以下「管理者」を「第三項、第九条及び第十条第一項において「管理者」に、「あたらせる」を「当たらせる」に、「第四十三条」を「第四十三条第一項及び第二項」に、「いう。」を「を」「総称する。」を「に」に改め、同条第二項中「前項に定める」を削り、「責任範囲」を「責任管理範囲」に、「次表」を「次の表」に改め、同項の表電気主任技術者の項を次のように改める。

電気主任技術者			電気課長
発電総合制御所所管電気工作物	早川水系発電管理事務所所管電気工作物	笛吹川水系発電管理事務所所管電気工作物	電気課管理職員
米倉山実証試験用太陽光発電所電気工作物			
大城川発電所電気工作物			

第五条第三項中「前項に定める」を削り、「選任」を「選任し、」に、「必要な届け出」を「、必要な届出」に改める。  
別表第一を次のように改める。

別表第一 (第四条関係)

保安に関する組織機構



別表第二を次のように改める。

別表第二 (第四条関係)

組 織 の 分 掌 業 務

組	織	分	掌	業	務	
本	電気課	1 2 3 4 5 6 7 8	電気事業の総括に関する事 電気事業に係わる企画及び調整に関する事。 電気事業に係わる許可、認可及び免許の申請に関する事。 電気事業に係わる建設に関する事。 電気料金の算定に関する事。 発電所の改良、修繕工事の計画及び指導に関する事。 保安教育に関する事。 米倉山実証試験用太陽光発電所及び大城川発電所の建設に関する事。			
			庁			
事	発電総合制御所	1 2 3 4 5 6 7 8	発電所の監視・運転制御に関する事。 給電業務に関する事。 発電総合制御所諸設備の保守管理に関する事。 工事の設計及び施工に関する事。 発電所及びびダム運用に関する事。 塩川発電所、塩川第二発電所、太陽電池発電所の保守管理に関する事。 設備及びびダム水路工作物の計画に関する事。 保安教育に関する事。			
			業	早川水系発電管理事務所		
			管理課	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所、湯島発電所の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関する事。 2 ダム及び水路工作物の保守管理に関する事。 3 保安教育に関する事。		
業	発電管理事務所	1 2	野呂川発電所、奈良田第一発電所、奈良田第二発電所、奈良田第三発電所、西山発電所、湯島発電所の次に掲げる事項 1 設備及びびダム水路工作物の計画に関する事。 2 工事の設計及び施工に関する事。			
			施設課	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所、琴川第三発電所、若彦トンネル湧水発電所及び深城発電所の次に掲げる事項 1 設備の保守管理に関する事。 2 調整池及びダム水路工作物の保守管理に関する事。 3 保安教育に関する事。		
			管理課	広瀬発電所、天科発電所、下釜口発電所、柚ノ木発電所、鼓川発電所、藤木発電所、小屋敷第一発電所、小屋敷第二発電所、琴川第一発電所、琴川第二発電所、琴川第三発電所、若彦トンネル湧水発電所及び深城発電所の次に掲げる事項 1 設備及びび水路工作物の計画に関する事。 2 工事の設計及び施工に関する事。		
所	施設課					

別表第四を次のように改める。



別表第四 (第十三条関係)

巡視、点検及び検査に関する基準

設備別	点検(検査を含む)			頻度	備考
	巡視	項目	頻度		
水路工作物	※1 1回/1月	ダム	外観点検	※2 1回/1年	<p>※1 冬期間において、積雪等により巡視困難な場合(通行止め、雪崩の危険性)は、地質、地殻、地質、地殻、地質及び点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、巡視を延期させることができる。</p> <p>※2 地質、地殻、点検実績等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、発電所毎及び発電設備毎の特性を考慮して点検頻度を減少させることができる。</p> <p>ダムの各計測周期については、「ダム構造物管理基準」に準じた表による。</p>
水			漏水測定	備考欄別表による	
発電機			揚圧力測定	備考欄別表による	
設備			変形測定	備考欄別表による	

(1) コンクリートダム

期別	計測項目 型式及び寸法	漏水量	変形	揚圧力	備考
第一期	重中 力空 及重 び力	50m 未満 50m 以上 100 m 未満 100m 以上	毎日	毎日	<p>◎特に高いダムまたは、特殊な設計のものについてはひずみまたはたわみ、内部温度、継目の開き、基礎岩盤の変形について必要に及び追加し、適当な期間計測する。</p>
	重中 力空 及重 び力	50m 未満 50m 以上 100 m 未満 100m 以上	毎日	毎日	
	重中 力空 及重 び力	50m 未満 50m 以上 100 m 未満 100m 以上	毎日	毎日	
第二期	重中 力空 及重 び力	50m 未満 50m 以上 100 m 未満 100m 以上	毎日	毎日	<p>◎第三期で( )を付したものは状況により省略できるものである。</p>
	重中 力空 及重 び力	50m 未満 50m 以上 100 m 未満 100m 以上	毎日	毎日	
	重中 力空 及重 び力	50m 未満 50m 以上 100 m 未満 100m 以上	毎日	毎日	
第三期	重中 力空 及重 び力	50m 未満 50m 以上 100 m 未満 100m 以上	毎日	毎日	<p>変形：ほとんど変化が認められないもの。</p> <p>揚圧力：漏水量が少なく、かつ揚圧力が小さいもの。</p>
	重中 力空 及重 び力	50m 未満 50m 以上 100 m 未満 100m 以上	毎日	毎日	
	重中 力空 及重 び力	50m 未満 50m 以上 100 m 未満 100m 以上	毎日	毎日	

設備別	点検 (検査を含む)		頻度
	巡視	機器設備	
水			
力			
発			
電			
設			
備		予備動力 作動点検	1回/1月

備		考	
(2) フイルダム			
期別	計測項目 型式及び高さ	漏水量	変形
第一期	表面 しゃ水 壁型	—	週1回
	均一型	—	週1回
	均一型	—	毎日
第二期	表面 しゃ水 壁型	—	週1回
	均一型	—	週1回
	均一型	—	週1回
第三期	表面 しゃ水 壁型	70m未満	月2回
		70m以上	月2回
	均一型	70m未満	月2回
		70m以上	月2回
	均一型	—	—
	均一型	—	—

注) 第一期：灌水開始から灌水後所要期間を経過するまで (灌水後の所要期間は2ヶ月以上)  
 第二期：第一期経過後ダムの挙動が定常状態に達するまで (高いダム等は3年以上)  
 第三期：第二期経過以降

◎第三期で( )を付したものは半年毎に1回としてもよい。

◎第一期及び均一型フイルダムで貯水水位の変動が大幅かつ急激であり、残留間けき圧の影響を調査する必要があるもの、施工中の過剰間けき圧が残留するおそれのあるものは、適当な期間間けき圧の測定を行う。

◎ノーコン型フイルダムの下流側ノーコンで排水機能が低いおそれのあるものについては均一型と準じ浸潤線を追加する。

◎ノーコン型及び均一型フイルダムで貯水水位の変動が大幅かつ急激であり、残留間けき圧の影響を調査する必要があるもの、施工中の過剰間けき圧が残留するおそれのあるものは、適当な期間間けき圧の測定を行う。

設備別	点検(検査を含む)				備	考
	巡視 機器設備	頻度	機器設備	項目		
電力	電気工作物 (水路工作物を除く)	※1 2回/1月	水車発電機	外部点検 測定試験	※2 1回/3年 ※2 1回/3年 ※2 1回/3年 ※2 1回/12年 ※2 1回/3年 ※2 1回/3年	<p>水車の外部点検とは放水して行うことをいう。</p> <p>(1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。</p> <p>(2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。</p> <p>(1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/6年とする。</p> <p>(2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。</p> <p>(1) ガス遮断器等特に指定するものは、1回/12年とする。</p> <p>(2) 並列用遮断器については、動作回数管理も行う。</p> <p>(3) 動作回数の極めて少ない遮断器については、別に定める。</p>
			主要変圧器 主要遮断器	外部点検 外部点検 測定試験 内部点検		
水			貯水池・調整池	外観点検 堆砂状況	※2 1回/1年 ※2 1回/1年	<p>地質、地形、点検実績等により、設備保全上問題があると判断されるものについては、点検頻度を1回/1年とする。</p> <p>測定結果等により、公衆等第三者に重大な影響を与えないと判断されるものについては、発電所毎及び設備毎の特性を考慮して測定頻度を減少させることができる。</p>
			水路	外部点検 内部点検 水圧鉄管 肉厚測定	※2 1回/1年 ※2 1回/3年 1回/6年	

※1 巡視にかわる監視装置が設置されている発電所、無保守を前提とした小水力発電所等  
電気工作物の損壊が発生しても第三者に影響を与える恐れのない発電所等、特に指定する箇  
所については、別に定める。

※2 設備の状況に応じて点検頻度を増加または減少させることができる。

設備別	点 検 (検査を含む)				備 考
	巡視 機器設備	頻 度	機器設備	項 目	
送電設備	電気工作物	1回/1年	支持物・電線	外観点検 鉄塔・鉄柱線路 木柱・コン柱・パンザ 線路	地中送電線路の巡視については、地上巡視とする。
			碍子	不良けん すい碍子 検出	
			ケーブル 終端部 管路 マホール	外観点検 内部点検	
配電設備			暗きよ	内部点検	地上からの巡視・点検のみでは確認できないマホール・暗きよの内部でを行う点検をいひ、収容ケーブルの外観点検を含む。
	電気工作物	1回/1年	接地装置	B種接地抵抗	
電力用保安通信設備					※ 電路、低圧機器については、1回/2年とする。
	電気工作物	1回/1年	通信線路及び無線・搬送装置	測定試験	
需要設備					※ 電路、低圧機器については、1回/2年とする。
	電気工作物	※ 1回/1年	主要機器 電線	外部点検 測定試験 測定試験	

設備別	点検 (検査を含む)		備	考
	巡視	頻度		
太陽電池発電設備	太陽電池設備	1回/1月	外部点検 測定試験	1回/3年 1回/3年
電気設備	逆変換装置	1回/1月	外部点検 測定試験	1回/3年 1回/3年

- (注) 1 本文第12条(2)項(臨時の巡視・点検及び検査)、第17条(事故及び異常時の措置)及び第18条(災害その他非常時の措置)に基づいて、上記の巡視・点検(検査を含む)の他に、必要の都度「臨時の巡視・点検及び検査」を行う。
- 2 積雪期または災害発生時等巡視員に危険が生ずるおそれのある場合は、上記の巡視の頻度を変えることができる。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番